

郵送での償還払いの手続き方法について

多胎妊婦に対する妊婦健康診査受診費用の償還払いに必要な書類

- ① 昭島市多胎妊婦健康診査受診料補助金交付申請書
- ② 昭島市多胎妊婦健康診査受診料補助金請求書
- ③ 医療機関で支払った費用の領収書と明細書（原本）
- ④ 母子健康手帳の表紙、妊婦健診の結果が記載されたページの写し

<注意事項>

- ・交付申請書と請求書については記入例がありますので、ご確認ください。
- ・印鑑はシャチハタ不可です。
- ・ゆうちょ銀行の場合は【他金融機関からの振込の受取口座】をご記入ください。
- ・訂正が必要な場合は、訂正箇所には2重線を引き、訂正印を押してください。

*上記の必要な書類を下記問い合わせ先まで郵送で送付してください。

*書類に不備等がありますと、電話連絡もしくは再度郵送でのやりとりが必要となる場合があります。

*申請後、審査を行い、補助金の金額が決定するまでに、2か月程度お時間をいただいております。

*領収書と明細書の原本につきましては、審査が終わるまで、子育て世代包括支援センター係で保管し、審査が終わりましたら、郵送にて返却させていただきます。

*ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

〒196-0015

東京都昭島市昭和町 4-7-1

昭島市役所 健康課 子育て世代包括支援センター係

TEL : 042-543-7303

FAX : 042-544-7130